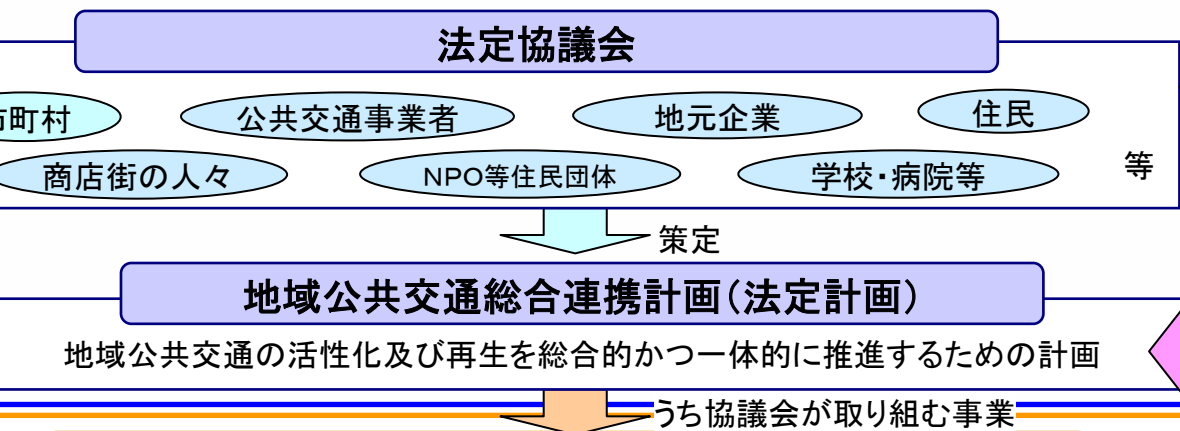


公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援することにより、地域の創意工夫ある自主性を促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月1日施行）



- ・ 協議会の参加要請応諾義務
- ・ 計画策定時のパブリックコメント実施
- ・ 計画作成等の提案制度
- ・ 協議会参加者の協議結果の尊重義務

地域公共交通活性化・再生総合事業による

<補助率等>

策定支援

①「地域公共交通総合連携計画(法定計画)策定経費」

取組支援

②総合事業計画に定める事業に要する経費

- ・ 実証運行(航) 1/2
 - ・ 実証運行(航)以外の事業 1/3
- ※政令市が設置する協議会の取り組み事業 1/3

鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船等の実証運行(航)

- ・ 鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
- ・ コミュニティバス・乗合タクシーの導入、路線バス活性化の実証運行
- ・ 空港アクセス改善(空港アクセスバスの実証運行等)
- ・ 旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運行 等



車両関連施設整備等

- ・ バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合環境整備、デマンドシステムの導入、LRV(低床式軌道車両)の導入 等



スクールバス、福祉バス等の活用

乗継円滑化等

- ・ 乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進 等

公共交通の利用促進活動等

- ・ レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等

新地域旅客運送事業の導入円滑化

その他地域の創意工夫による事業



<制度の特徴>

- 【計画的取組の実現】
 - ・ 計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能
- 【協議会の裁量確保】
 - ・ 事業をパッケージで一括支援
 - ・ メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施
- 【地域の実情に応じた支援の実現】
 - ・ 地域の実情に応じた協調負担の実現
- 【事業評価の徹底】
 - ・ 成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施